

ふだんの
くらしの
しあわせ



Contents

新役員紹介／永寿苑で夏休み学習支援	P2
安心して暮らしていけるように…／切れ目のない支援を目指して／	
新型コロナウイルス感染症の影響により休業や失業で生活資金にお困りの方	P3
速報！新品入荷いたしました／SDGsの実現に向けて「誰一人取り残さない」	P4
Here comes a new volunteer!／ふとん丸洗い乾燥サービスについて	P5
永平寺町社会福祉協議会 令和2年度事業・決算報告	P6
正規職員募集／無料法律相談／心配ごと相談／寄附御礼	P7
介護保険サービスの利用のしかた	P8



「この広報誌は、点訳版も発行しています。」

「4年生 点字体験教室」
撮影場所:松岡小学校



「ほほえみ」発行の一部に赤い羽根共同募金が使われています。



安心して暮らしていけるように…

新型コロナ感染下の福祉活動応援全国キャンペーン
(福井県共同募金会より助成)

これまでたくさん支援をいただき、
今も色々な人に助けてもらって感謝で
す。コロナに負けずに頑張っていま
しょう。

見守りいた
だいて安心
です。あり
がとうござ
います。



本当にありがとうございます。こんなことをし
てくれて助かります。自分も色々な募金をして
来ましたが、受ける方になって改めて喜びを
感じます。

新型コロナウイルス感染拡大の影響が長引
く中「いのちをつなぐ」ことを目的に障がい
児者世帯に食糧の支援および、困りごとの確
認を行いました。
この活動は、寄付者の皆様のご支援を賜
り、貴重な財源を福井県共同募金会より助成
していただきましたので、メッセージの一部
を掲載致します。

切れ目のない支援を目指して

(福井県共同募金会より助成)



新聞にも取り上げていただきました。

この取り組みは特例貸付という制
度上の枠組みに終始するのみでなく、持続的で
切れ目のない支援を目指して、目下のお困りご
とに対し、適切な制度の紹介や生活支援を目的
としております。6月から始まったものでは
が、すでに生活状況に改善の見える方や、まだ
まだ困難をお持ちの方など様々な状況を把握す
ることができております。
長期化する新型コロナウイルスの流行によ
り、あらゆる影響を及ぼしておりますが、少
しでもお困りごとにお役に立てるよう、今後も支
援の手を緩めることなく、歩を進めていき
たいと思います。



当会では共同募金助成金を財源と
し、緊急小口資金および総合支援資
金特例貸付をご利用された方々のう
ち、希望された方を対象に食糧等の
支援に加え、現在の生活状況をお聞
きする取り組みをスタートいたしま
した。

新型コロナウイルス感染症の影響により休業や失業で生活資金にお困りの方

特例貸付 令和3年8月末日まで延長受付中

休業された方向け
「緊急小口資金」

失業された方向け
「総合支援資金」

新型コロナウイルス感染症拡大等の影響により収入減があった世帯に対し、生活福祉資金貸付制度にかかる特例貸付を実施しています。(通常の一部条件を緩和) 各事務所窓口までご相談ください。詳細は、ホームページにて掲載しておりますので、ご参照ください。

相談窓口 永平寺町社会福祉協議会 地域福祉推進課 ☎0776-61-6003

※受付時間は平日(土日祝日を除く) 8:30~17:30まで

永平寺町社会福祉協議会 新役員紹介

永平寺町社会福祉協議会役員改選が行われ、次の方々が選任されましたので、ご報告致します。新たな役員体制のもと、永平寺町を幸せ100%にするため、邁進していきます！

【会 長】 多 田 博 幸
【副 会 長】 吉 田 謙 治
【常務理事】 砂 村 洋 子
【理 事】 長谷川 安 男
南 部 顕 浩
坪 川 金 次
辻 保 須 美
清 水 富 枝
清 水 満 枝
大 関 政 英
滝 波 登 喜 男
木 村 勇 樹
河 合 伸 哉
【監 事】 浅 野 秀 信
前 川 次 夫

(順不同・敬称略)

任期：令和2年度会計に関する定時評議員会の終結の時(R3.7.1)から選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時(R5.6月の定時評議員会終了時)までとする。



会長 多田博幸



副会長 吉田謙治



常務理事 砂村洋子

盛夏の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は永平寺町社会福祉協議会に對しまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、私事、7月2日の理事会におきまして永平寺町社会福祉協議会会長の再任を仰せつかりました。微力ではございますが、2年間、永平寺町の「福祉の向上」に一生懸命に努めさせていただき所存でございます。

私たちの町も少子高齢化が進んでいますが、町民の皆様の日頃の生活課題をともに考え「誰もが安心して暮らし続けることができる」また、コロナ禍の中にあっても、創意工夫をしながら「地域のつながりを絶やさない」活動に理事そして社協職員が一丸となり取り組んでまいります。

皆様には今後ともご支援を賜りますようお願いを申し上げます。令和3年7月吉日

この度、副会長を拝命しました吉田謙治です。

これから2年間、多田会長をはじめ砂村常務や社協職員の皆さんと力を合わせて、誰もが安心して暮らせる「福祉のまち永平寺町」の実現に精いっぱい取り組んでまいります。よろしくお願い申し上げます。

この度、常務理事を拝命致しました砂村です。

今後は会長、副会長をはじめ、永平寺町社協の職員の方々と共に地域福祉の充実に向けて精一杯務めさせていただき所存です。2年間宜しくお願いいたします。

永寿苑で夏休み学習支援

日 時 令和3年8月2日(月)~8月12日(木)

午前10:00~12:00

土日・祝日はお休みです

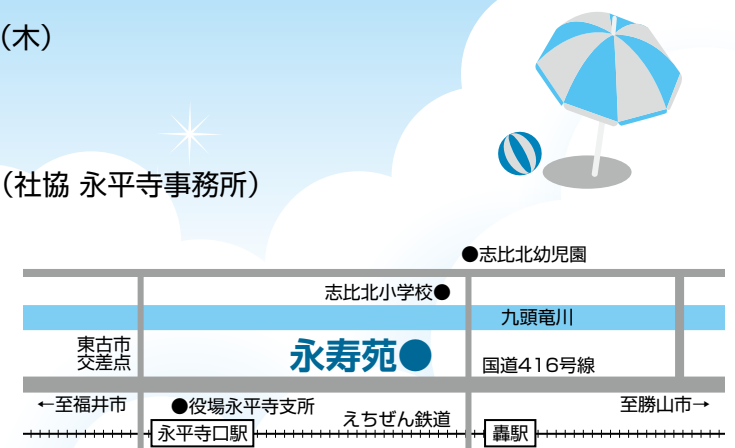
場 所 永平寺老人福祉センター永寿苑(社協 永平寺事務所)

永平寺町飯島6-34

持ち物 文房具、マスク、飲み物

宿題(夏休みの友、ドリル等)

目 的 夏休みの宿題の早期終了



お申し込み・お問い合わせ

永平寺町社会福祉協議会 地域福祉推進課 ☎61-6003

※受付時間は平日(土日祝日を除く) 8:30~17:30まで

Here comes a New Volunteer!

詩吟甚句愛好会!



お二人に甚句を披露していただきました!
ここでは写真ですが、社協のFacebookでは実際に甚句を唄っている様子を動画で上げていますのでぜひご覧ください。



詩吟や甚句をする上で必要なアイテム、ハンディレナーです!
これで音合わせをします。

詩吟甚句愛好会さんは詩吟のほかにも「相撲甚句」を披露されているボランティア団体さんです。

「相撲甚句」ってあまり耳慣れない言葉だと思います。

「相撲甚句」とは江戸時代から伝わっており、花相撲や巡業相撲の土俵上で披露される唄のことで「ホイ」や「ドスコイ」という合いの手に合わせて唄われます。



サロンや健康長寿クラブでも披露できますので、詩吟や甚句を聞いてみたい方はぜひお呼びください!
入会希望もお待ちしております!!



Facebook QRコード

お問い合わせ

永平寺町ボランティアセンター
吉田郡永平寺町松岡吉野堺 15-44

☎0776-61-6003

高齢者生活支援事業

65歳以上の一人暮らし等 ふとん丸洗い乾燥サービスについて



寝具洗濯サービス事業

対象者 65歳以上の一人暮らし等老人世帯で民生委員が特に認めた方で寝具類の衛生管理が困難な方。

期 間 令和3年10月中旬～令和3年11月中旬

内 容 掛け布団・敷き布団及び毛布の3点セット：年1回利用

利用方法 今年度から事前に寝具洗濯サービス利用申請書の提出が必要となります。

8月以降に民生委員を通じて申請書を配布します

※要介護度3以上の方のふとん丸洗い乾燥サービスは令和3年11月下旬頃から実施予定です。

お問い合わせ

在宅福祉サービス課 ☎0776-63-3868

※受付時間は平日(土日祝日を除く) 8:30～17:30まで

速報!!

新品入荷
いたしました!!

日々の生活を楽しく彩る「視聴覚機器セット」「レクリエーション用品」地域の皆さんの安全な暮らしを守る「感染対策グッズ」を追加・リニューアルさせていただきました! また「福祉車両・介護用品」なども、数多く取り揃えております。今回は、その豊富な物品の一部をご紹介します。たくさんのお申込み、お待ちしております!!

NO.1 視聴覚機器セット



プロジェクター・スクリーン・スピーカーの視聴覚機器3点セットを豪華リニューアルいたしました! お好きな映画作品を鑑賞したり、会議のプレゼンテーションをしたり、用途は様々。高音質のスピーカーも大活躍間違いなしです。

NO.2 スカットボール



マットを新調しました! サロンで人気のレクリエーション用品となっています。新しいマットで、気持ちも“スカット”プレイしていただけます。

NO.3 感染予防対策グッズ



感染対策は指先から! 非接触型の「自動手指消毒器」と、安心して会話を楽しんでいただける「飛沫防止パネル」の2点を購入しました。今後も“ウィズコロナ”の生活様式を継続していく必要があります。ぜひぜひお役立てください!



注目! 隠れ物品紹介

実は、簡易テントの貸出も行っております。貸出件数こそ少ないものの、お祭りや運動会で役立つ要注目の品です!! 早めに予約せんと、のなつてまうよ〜。

ほんなもんあったんか〜

安心信頼の

車いす

車いすの貸出も行っております。月に数回、買い物や食事に出かけられる親子の利用者さんいらっしゃいます! 是非皆さんも、こちらの車いすをレンタルして、家族との素敵な時間を楽しんでください。

お申し込み・お問い合わせ

地域福祉推進課

☎0776-61-6003



SDG s の実現に向けて

「誰一人取り残さない」

6月に、福井県民生協（ハーツ）と永平寺町民の皆様から、フードバンク食料品の提供を受けました。永平寺町内の障がい児者の施設に少しずつ配布させていただきました。



フレンズどれみさんより頂きました。

この度はありがとうございました。利用者の方々も大変喜ぶと思います。コロナ禍では生活が厳しい方もいる中、こういったご厚意は助かります。就労支援継続支援A型・B型事業所 スマイルメーカー

たくさんの食糧の差し入れ、ありがとうございます。ありがとうございます。永平寺あぐりの家

子供たち、ご家族の方にも喜ばれると思います。こういった動きが、ご利用されている方々にも「繋がり」を感じて頂けることになっていくと思います。本当にありがとうございました。放課後等デイサービス スマイルシップ

今回はこのような沢山のお菓子等をご寄贈頂き本当にありがとうございます。頂いた寄贈品は、普段のおやつや夏休みの調理等で使わせて頂きたいと思っております。利用者様もみんな喜んでくれると思います。本当にありがとうございました。放課後等デイサービス フレンズどれみ

私たちと一緒に“より良い福祉”を目指してみませんか？

令和4年4月1日採用

正規職員募集

募集要項 正規職員 若干名 総務事務、看護業務、介護業務、介護支援業務、相談支援業務等に従事する。

応募方法

(1) 職員採用試験要綱・申込書

ホームページからダウンロードできます。



永平寺町社会福祉協議会

検索

また、本所ならびに各事務所で受け取ることもできます。

(2) 自己アピール文

(3) 履歴書

(4) 卒業証明書（卒業証書の写し可）又は卒業見込み証明書

(5) 運転免許証や社会福祉主事任用資格等の公的資格証の写し

上記の提出書類を期間内に書留又は簡易書留で郵送もしくは持参してください。
なお、受付時間外や書類に不備のある場合には受理できませんのでご注意ください。

書類受付期限

令和3年
7月16日(金)~
8月17日(火)
必着

選考方法

第1次選考 令和3年8月19日(木)

書類選考

※第1次選考合格者には、電話連絡
および第2次選考の受験票を送付し
ます

第2次選考 令和3年8月27日(金)

筆記試験・口述試験

書類提出先および
お問い合わせ先

〒910-1313 福井県吉田郡永平寺町石上27-41
社会福祉法人 永平寺町社会福祉協議会 法人運営課

☎0776-64-3000

無料法律相談を ご活用ください。

※お一人様の相談時間は20分程度となります。※事前に電話予約が必要となります。

☆NEWS☆ 永平寺老人福祉センター及び永平寺町社会福祉協議会本所にて、今年
度から新たに電話対応が可能となりました！平日の日中は会場に足を運
ぶことができなかった方も、お仕事の合間に気軽に相談ください。

- 8月26日(木) 永平寺老人福祉センター
担当弁護士：漆間 圭吾 氏
- 9月16日(木) 永平寺町社会福祉協議会本所
担当弁護士：服部 宏和 氏
- 10月28日(木) 松岡公民館 3階 会議室
担当弁護士：安江 勤 氏

相談の一步が解決の近道に！

心配ごと相談

秘密
守り
ます

悩み!!
不安!!
心配!!

社協各窓口で随時受付し、相談内容に合った専門機関や社協
職員または、民生委員・児童委員さんなどが対応いたします。

永平寺町社協各事務所への来所・電話での相談や
メールでの相談も可能です。

☎ 上志比 0776-64-3000
☎ 永平寺 0776-63-3868
☎ 松 岡 0776-61-6003



QRコードを読み取り
又はホームページから

寄附御礼

令和3年5月1日~6月30日

次の皆様から、社会福祉のためにたくさんの「まごころ」が寄せられました。
深くお礼申し上げます。

皆様からいただいた寄附金・寄贈品は、寄附されました方の希望される用途を尊重
させていただきますとともに、社会福祉のため有効に活用させていただきます。

	受領日	氏 名	(住 所)	金額(品名)	受入区分
寄 附 金	5月 1日	匿名	匿住所	¥30,000	やすらぎの郷管理運営事業
	5月 26日	匿名	匿住所	¥4,490	子ども見守り強化事業
	6月 9日	匿名	匿住所	¥10,000	松岡デイサービス事業
	6月 11日	匿名	匿住所	¥10,000	上志比デイサービス事業
	6月 24日	匿名	匿住所	¥10,000	永平寺デイサービス事業
物 品	5月 4日	匿名	匿住所	介護用品	永平寺デイサービス事業
	5月 12日	匿名	匿住所	介護用品	永平寺デイサービス事業
	5月 21日	嶋田 勝司	大野島	マスク	永平寺老人福祉センター運営事業、いはいじ居宅介護支援事業
	5月 26日	NPO法人 かさじぞう	松岡春日	食糧・お菓子等	子ども見守り強化事業
	5月 27日	匿名	匿住所	吸引器	松岡デイサービス事業
	6月 25日	すえまさファーム	松岡末政	玉ねぎ多数	永平寺デイサービス事業、上志比デイサービス事業、松岡デイサービス事業
	6月 25日	NPO法人 かさじぞう	松岡春日	お菓子・付録等	子ども見守り強化事業

※受付時間は平日(土日祝日を除く) 8:30~17:30まで

※万が一、落丁、乱丁などの不良品がございましたら、事務局までご連絡ください。

永平寺町社会福祉協議会

令和2年度

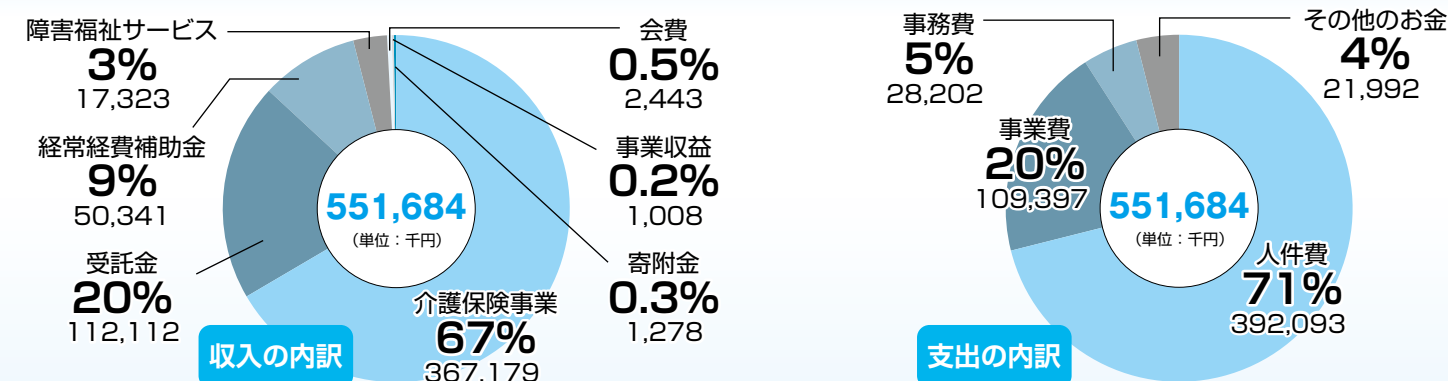
事業・決算報告



永平寺町社会福祉協議会

検索

役員会および評議員会において、令和2年度の事業報告並びに収支決算について承認されました。
なお、事業報告書、決算書については当協議会事務局または、ホームページにて閲覧することができます。



永平寺町の福祉活動の指標となる地域福祉活動計画をもとに、その基本理念である「みんなと笑顔で楽しく活
きるまち」の実現に向けて地域福祉活動を推進してきました。昨今のコロナ禍においてもケーブルテレビ（社
協だより枠）等を活用して、ボランティア団体や社協事業の紹介、暮らしに役立つ情報などを積極的に情報発
信、啓発活動を努めてまいりました。

- 地域でのアンテナ役として活動する福祉委員の皆様を対象に、福祉委員活動を推進
するため、県内のコロナウイルス感染症の状況を鑑み、「新しい生活様式」
での研修会を開催いたしました。
- 町内小学校で福祉教育や体験を実施しました。個人を尊重し思いやりの
心を育むために各学校の要望に即したプログラムを提供しました。
- コロナ禍の中、ひとり暮らし高齢者の生活上の不安、コロナ詐欺の増加、
熱中症や脱水症、孤独死の予防のために民生委員と連携し、訪問を実施し
ました。



地域包括ケアシステムの推進に向けての取り組み

- 総合相談窓口として様々な相談に対し、関係機関と連携しながら専門的
で継続的な支援を行いました。
- 住民の方々が主体となった支え合い活動を推進し、地域全体で高齢者等
の生活を支える体制づくりに努めました。
- コロナ禍における影響で、高齢者の活動低下が懸念される中、ケーブル
テレビを活用しての体操の放映や、参加者への状態確認、相談などを行
い活動低下の防止を図りました。



在宅での生活を守る

住み慣れたまちでいつまでも暮らしが継続できるよう、在宅福祉サービスの安定を目指しました。

コロナ禍における在宅福祉サービスの安定提供

昨年度に引き続き、まだまだ新型コロナウイルス感
染症の収束が不透明のなか、ご利用者様に「安心・
安全」なサービスを提供できるよう、徹底した衛生
環境の維持、又常に最新の感染対策をおこなえるよ
う、専門家等による講習を定期的に受講、変わりゆ
く変化に対応すべく職員の知識研鑽へも注力致しま
した。

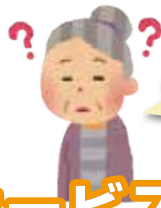


関係機関との連携強化

受託事業、指定管理事業で
は、「今」の町民のニーズに
対応できるよう、行政との連
携を更に強固にし、既存の内
容にとらわれることなく、時
代の流れに即した展開につい
て精査しました。



退院したらトイレや
お風呂大丈夫かな？



忘れてしまうことが
多いんです

最近転んで
ばっかり



介護保険サービスの利用のしかた

ご自身やご家族に介護が必要になった場合、介護サービスを利用するには要介護（支援）認定を受けることが必要です。具体的な手続きの流れは以下のようになります。

①申請する

対象者：①65歳以上の方（第1号被保険者）

②40歳から64歳までの医療保険加入者（第2号被保険者）

※要介護（支援）状態が老化に起因する疾病（特定疾病^①）による場合に限定

- ・永平寺町役場福祉保健課の窓口で「要介護（要支援）認定」の申請をします。

※地域包括支援センターなどで手続きを代行することもできます。

- ・申請の際に必要なもの：介護保険被保険者証、印鑑

※第2号被保険者は健康保険被保険者証が必要

②要介護認定の調査、判定などが行われます

■認定調査・主治医意見書

- ・永平寺町の職員など認定調査員がご自宅を訪問し、心身の状況について調査を行います。
- ・永平寺町から主治医（かかりつけ医）に直接依頼し、意見書を作成してもらいます。

■審査・判定

- ・認定調査結果と主治医意見書をもとに、「介護認定審査会」で審査されます。
- ・要介護度は要介護1～5または要支援1・2、非該当のいずれかとなります。

③認定結果が通知されます

- ・原則として申請から30日以内に、永平寺町から認定結果が通知されます。

④ケアプランを作成します

・要介護1～5と認定された方

- **在宅で介護サービスを利用する場合**、居宅介護支援事業所のケアマネジャーに依頼して、介護サービス計画書（ケアプラン）を作成してもらいます。
- **施設入所を希望する場合**、希望する施設に直接申し込みます。

・要支援1・2と認定された方

- 地域包括支援センターで担当職員が介護予防サービス計画書（介護予防ケアプラン）を作成します。

⑤サービスを利用します

- ・サービス事業所に「介護保険被保険者証」と「介護保険負担割合証」を提示して、ケアプランに基づいたサービスを利用します。
- ・利用者負担は1～3割^②です。
- ・このほか要介護（要支援）認定を受けていない方も利用できる介護予防・日常生活支援サービスがあります。

① 特定疾病とは、がん（医師が回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る）、脊髄小脳変性症、脳血管疾患、慢性閉塞性肺疾患など16疾病

② 介護保険負担割合は「合計所得金額」と「65歳以上の方の世帯人数」に応じて設定される

出典：厚生労働省資料を基に作成

※次回は利用できる主な介護サービスについて掲載します

お問い合わせ 永平寺町社会福祉協議会 地域包括支援センター ☎0776-61-6166

※受付時間は平日（土日祝日を除く）8:30～17:30まで